

●香川県告示第383号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成22年9月28日から同年10月19日まで一般の縦覧に供する。

平成22年9月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 北風戸積浦線（256号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
香川郡直島町字立石3458番1 地先から 香川郡直島町字立石3463番1 地先まで	前	6.0~13.0	443	県道のダブルウェイを 解消するために、旧道 部分を直島町に移管す るため
香川郡直島町字立石3458番1 地先から 香川郡直島町字立石3463番1 地先まで		9.0~33.5	351	
香川郡直島町字立石3458番1 地先から 香川郡直島町字立石3463番1 地先まで	後	9.0~32.0	351	